

# 令和3年第4回定例会 建設環境委員会 所管事務調査経過報告書

## 1 「不老川雨水管整備事業の進捗状況について」

### 説明の概要

埼玉県では平成29年度から令和4年度を事業期間とする「不老川床上浸水対策特別緊急事業」を実施している。

狭山市でもそれに併せ入曽駅周辺の浸水被害軽減を目的に不老川雨水管整備事業を実施している。

不老川の改修により、不老川第4排水区では放流量が毎秒2.811立方メートル、同様に第6排水区では毎秒1.78立方メートルの雨水放流が可能となる。これをうけ、国からの交付金2億6,000万円を含む総工費7億6,000万円の事業を令和元年度から令和6年度の事業期間におこなうものである。令和元年度の用地買収に始まり令和2年度には実施設計及び第1工区、第2工区、付帯工事に着工した。

令和3年度は実施設計とともに第3工区、第4工区の工事も順調に進んでいる。

現在入間小跡地横の県道川越入間線では2箇所立坑が構築され、その間を泥濃式推進工法により、掘削と同時に内径1,350ミリメートルの管渠が築造されている。また入曽交差点から不老川の排出口までの間は、開削工法により内径1,500ミリメートルのコンクリート管が埋設される。さらに入曽駅入口交差点から入曽交差点の間は内径800ミリメートルから900ミリメートルの管が令和4年度に埋設され、さらに、入曽駅交差点から駅方向へは内径400ミリメートルから700ミリメートルの管が埋設され、令和6年度には、事業予定の工事が終了する。

### 主な質疑

○現在の進捗に対する執行部の評価は。

●予定どおり実施している。工程が県道での工事のため、苦情等もあり、開削部分の県道所沢狭山線の第2工区については工事が長引いている。第4工区も既に発注済みであり、入曽交差点の第3工区工事との兼ね合いを考慮して工事の進捗を図りたい。

○第3工区から第4工区への工事は進んでいるのか。

●発注は完了している。開削工法であり、工事区間を全て同時に開けると、大幅な交通渋滞の発生が予測されるため、順次、工事を実施する予定である。

○入曽交差点は、夜間だけを工事になるのか。

●覆工板を開けて、そこから土砂を搬出しなければならないが、交差点内のため、全て夜間工事を予定している。開削工事は昼間になる予定。

○2つの排水区で、毎秒2.811立方メートルの、また1.78立方メートルの排水が可能となるが、平成28年8月の台風9号と同等の降雨災害については、工事が完了することにより、解消されるのか。

- 現在、不老川の改修事業が進んでおり、雨水管工事も併せて行っている。前回の災害では、不老川からの溢水により被害が大きくなった。前回同様の降雨の場合、全て解消できるかは疑問だが、相当量は入曽交差点付近から排水可能であり、被害の軽減は図れると認識している。

## 主な意見

- 入曽の駅前開発にも関係する工事であり、進捗を注視し、工期を守ってほしい。
- 入曽駅周辺の雨水対策は、大変重要な事業であり、交通量が多い箇所となっている。安全対策を十分にとり、事業の推進をされたい。

## 2 「第3次狭山市環境基本計画策定の進捗状況について」

### 説明の概要

第3次狭山市環境基本計画策定の趣旨としては、現在の第2次狭山市環境基本計画を、平成24年3月に策定し、平成29年3月に中間の見直しを行っている。望ましい環境イメージ、「みどりを友とし地球にやさしい都市・さやま」の実現に向けて様々な施策を展開してきたが、令和3年度この計画期間が満了となることから、本市の環境を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて、第3次狭山市環境基本計画を策定するものである。

計画の位置づけとしては、本計画は狭山市環境基本条例第7条に基づき策定され、市民や事業者との協働の下、環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画であり、市政運営の基本的な方向を定めた第4次狭山市総合計画と整合性のある環境分野の計画として位置づけている。

なお、本計画は、温室効果ガスの排出抑制のための総合的・計画的な施策展開に向け、狭山市地球温暖化対策実行計画（区域政策編）及び気候変動適応に関する効果的な施策を推進する地域気候変動適応計画を包含しているもので、第4次狭山市総合計画を上位計画とし、各部門計画に従い、第2次狭山市緑の基本計画、一般廃棄物処理計画、また、第2次狭山市都市計画マスタープラン等と連携をしながら施策を推進していく形となり、計画期間は、環境を対象とした計画では長期的視野に立つことが重要であり、本計画の期間は、21世紀半ばを展望し、2022年度から2031年度までの10年間とする。

本市を取り巻く環境や社会経済情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行うこととしている。

計画の対象範囲としては、市内全域を対象地域とし、地球環境、自然環境、生活環境分野をその範囲とする。

第3次狭山市環境基本計画の構成は、第1章は、計画の基本的事項、第2章は、環境の現状と課題、第3章は、計画の目標と施策の展開、第4章は、狭山市地球温暖化対策実行計画（区域政策編）及び気候変動適応計画、第5章は、計画の推進、最後に資料編を連らねる。

概ね現在の第2次狭山市環境基本計画同様の構成となっており、第3章の計画の目標と施策の展開の2番の基本目標に関しましては、現計画では4つの基本目標を掲げており、その内容を精査し、今般は1つ増やして5つの基本目標とした。

基本目標については、本計画の柱となるゼロカーボンシティの実現を基本目標1とし、人と自然との共生を基本目標2とし、循環型社会の形成を、基本目標3とし、住みよいまちづくりを基本目標4とし、環境保全への主体的参加を基本目標5としている。

この5つの基本目標と9つの施策の基本方針を掲げている。基本目標のゼロカーボンシティの実現については、地球温暖化対策や気候変動適応策の重要性が非常に高いということもあり、この分野に関しては積極的に取り組む必要がある。

ゼロカーボンシティの実現に向けた施策を重点施策と位置づけて、地球温暖化対策実行計画の中で具体的な取組を行っていくこととしている。

なお、各施策とSDGsのゴールの対応表については、17のゴールのどの項目に適応しているかを表しており、第4次総合計画との整合性を図るものである。

以上が第3次環境基本計画策定概要の進捗状況である。

## 主な質疑

○第3次狭山市環境基本計画の策定に向け、これまでの計画は令和3年度で終了になるが、どのように評価しているか。

●第3次環境基本計画を策定する際、環境基本計画推進委員会を開き、現計画検証を行っており、各施策の達成状況等を検証しながら、継続する施策等については、この第3次環境基本計画の中に位置づけたもの。全体的に第2次環境基本計画での施策は、概ね達成できたものが大半であると評価している。大もととなる温室効果ガスの削減については、市の事務事業の中で9%の削減目標はおおむね達成できる見込みとなっている。

○新しい計画を見ると、これまでも地球温暖化対策をとられてきたかと思う。今回、カーボンニュートラルという大きな指標が示されたことで、地球温暖化に対する政策が、色濃く出ていると受け止めている。国が地方公共団体に対して地域気候変動適応計画の策定を、努力義務ではあるが、この計画を定めた場合と定めなかった場合というのは、国の対応に変化はあるか。

●この計画は努力義務であり、市としては、地球温暖化対策実行計画の中に包含する形で計画を定めている。これを定めなかった場合、国のあらゆる施策や補助金交付について、優先順位に差がつくかと思う。

○第2次基本計画について達成できなかった部分があるか。

●コロナ禍の中で、例えばイベントの参加者数、市内循環バスの利用者数等、影響はかなり大きい。目標年度が今年度となっているため、このような影響が非常に大きかったものと考えている。

○まとめの結果報告は文書化するのか。

●第2次環境基本計画の総括として、第3次環境基本計画の中の資料編という形で取りまとめていく予定。

○10年先を見据えた、市民とのパートナーシップ形成の取組をどのように考えるか。

●パートナーシップ形成は非常に重要なことであり、第2次環境基本計画でもNPO法人さやま環境市民ネットワークを軸に進めている。狭山市は2つの工業団地があり、事業者との情報共有が非常に重要である。SDGsを推進する各事業者と協議会を設置するなどして、市が主体的に進めていく必要があると考えている。

○改正地球温暖化対策推進法が施行されたが、第3次環境基本計画にどのような形で反映しているか。

●2050年のカーボンニュートラルに向けた取組を国が進めていくという中で、気候変動の適応策を具体的に進めていくといった改正内容にもなっている。当然計画の中では地球温暖化対策実行計画（区域政策編）の中に気候変動の計画を内包した形で、目標をただ立てるだけではなく、実効性を伴う取組を計画の中に明確に位置づけていきたいと考えている。

○2031年度までに行うことになっている、民間事業者との協働による再生可能エネルギーの設備事業の具体的計画は。

●公有地や公共施設への太陽光発電・充電スタンドの設置や、小中学校や各公共施設の照明のLED化を、民間事業者の力を借りて事業を実施することを想定しており、10年間で5事業は実施したいと考えている。

○財政計画とのリンクをどのように考えているか。

●指標を達成し、実施計画の中で位置づけることができるように努力していく。

## 主な意見

○世界の求めるレベルを意識し、国の基準を超えるような目標設定を自治体から発出していく必要がある。

○財政計画をしっかりとつくり、将来の子どもたちや孫たちの生活を守ることにつながることを、役所内外で認識を新たにするように考えて欲しい。

○施策の推進と市民への支援を具体的に示し、両方で計画を進めてほしい。

○市民、事業者の全ての皆様が、協働推進という意識になるということが大事であり、何としてもやり遂げるんだという意識を持って進めてもらいたい。

○この計画を推進するに当たっては、国の補助金等を活用し積極的に推進をされたい。

○環境部署だけで済む問題ではないものが大変多い。道路の整備、公共交通の利用促進、人材育成等も含め全庁を挙げて進められたい。